

第4期(令和6年度～令和11年度)
特定健康診査等実施計画

全国外食産業ジェフ健康保険組合

令和6年4月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、第3期から6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めた。

当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、ファーストフード、コーヒーショップ、ファミリーレストラン、アトモスフィア・スペシャリティー・レストランを主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

令和5年度11月末の事業所数は294社（本部230社、支部64社）である。

店舗は全国に点在しており、東京及び近畿地区近郊に在勤している被保険者及び被扶養者の割合は6割、それ以外の在勤者は4割程度ではないかと思われる。

加入事業所は、中小事業所が多く、1事業所あたりの平均被保険者数は、約429人である。

当健康保険組合に加入している被保険者は、平均年齢が42.34歳で、男性と女性の比率はほぼ半々となっている。健康診査については、契約健診機関と交付金で行っている。

契約健診機関は、直接契約健診機関が237機関、東振協契約健診機関が全国46都道府県で745機関での受診が可能である。また、人間ドックについては健保連指定健診機関での受診も認めている。

令和4年度の健診の実施人数は、100,478人である。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者等が行うべき健康診断については、当健康保険組合が保健事業として実施している健康診査を利用している。

事業者が当健康保険組合の健康診査を利用せず、独自で健康診断を実施した場合は、当健康保険組合はそのデータを事業者から受領する。

3 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

対象年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者	89.14	89.31	89.48	89.64	89.80	89.95
被扶養者	35.11	39.34	43.49	47.56	51.55	55.45
被保険者＋被扶養者	81.88	82.63	83.36	84.07	84.75	85.42

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率35.0%とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (人)

(被保険者＋被扶養者)

対象年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者(人)	72,069	73,119	74,169	75,219	76,269	77,319
特定保健指導対象者数 (推計)	12,038	12,718	13,398	14,078	14,758	15,438
実施率(%)	19.98	24.02	27.65	30.93	33.91	36.63
実施者数	2,405	3,055	3,705	4,355	5,005	5,655

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和11年度において、令和6年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

(人)

対象年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)	62,473	63,473	64,473	65,473	66,473	67,473
40歳以上対象者	62,473	63,473	64,473	65,473	66,473	67,473
目標実施率(%)	89.14	89.31	89.48	89.64	89.80	89.95
目標実施者数	55,688	56,688	63,493	58,690	59,693	60,692

被扶養者

(人)

対象年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)	9,696	9,796	9,896	9,896	9,996	10,196
40歳以上対象者	9,696	9,796	9,896	9,896	9,996	10,196
目標実施率(%)	35.11	39.34	43.49	47.56	51.55	55.45
目標実施者数	3,404	3,854	4,304	4,754	5,204	5,654

被保険者＋被扶養者

(人)

対象年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数(推計値)	72,169	73,269	74,369	75,469	76,569	77,669
40歳以上対象者	72,169	73,269	74,369	75,469	76,569	77,669
目標実施率(%)	81.88	82.63	83.36	84.07	84.75	85.42
目標実施者数	59,093	60,541	67,797	63,444	64,897	66,346

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

(人)

対象年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者	12,038	12,718	13,398	14,078	14,758	15,438
動機付け支援対象者	4,715	4,885	5,055	5,225	5,395	5,565
実施率(%)	27.93	34.12	39.90	45.30	50.36	55.11
実施者数	1,317	1,667	2,017	2,367	2,717	3,067
積極的支援対象者	7,323	7,833	8,343	8,853	9,363	9,873
実施率(%)	14.86	17.72	20.23	22.46	24.44	26.21
実施者数	1,088	1,388	1,688	1,988	2,288	2,588
保健指導対象者計	12,038	12,718	13,398	14,078	14,758	15,438
実施率(%)	19.98	24.02	27.65	30.93	33.91	36.63
実施者数	2,405	3,055	3,705	4,355	5,005	5,655

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、当健康保険組合の契約健診機関に委託して行うこととし、契約健診機関が近くにない場合には、各自が最寄りの医療機関で受診できるような体制とする。

特定保健指導は、当健康保険組合の保健師及び外部の特定保健指導を行える機関に委託する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

契約健診機関に委託する。

イ 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方に基づきアウトソーシングする。

(5) 受診方法

①被保険者の特定健診については、事前に事業主経由または直接交付した健康診査受診票により特定健診の検査項目をセットした一般健診・生活習慣病予防健診・婦人生活習慣病予防健診・人間ドックのいずれかを選択して契約健診機関で受診する。

②被扶養者の特定健診については、事前に直接交付または事業主経由で交付した健康診査受診票により特定健診、特定健診の健診項目をセットした生活習慣病予防健診・婦人生活習慣病予防健診・人間ドックのいずれかを選択して契約健診機関で受診する。

③被保険者及び被扶養者は、健康診査受診票と保険証を契約健診機関の窓口へ提出のうえ受診し、受診の際の窓口負担については、一般健診は2,000円、生活習慣病予防健診は3,500円、人間ドックは10,000円とする。婦人生活習慣病予防健診については3,000円を当健康保険組合からの請求書に基づき当健康保険組合へ支払うものとする。

また、居住地等の近隣に契約健診機関がない場合は最寄りの医療機関で所定の項目を受診し、健診費用全額を支払い後日、事業主を通じて交付金申請書に健康診査受診票と結果表と領収書を添付して当健康保険組合に請求する。

④被保険者及び被扶養者の特定保健指導については、東振協保健指導センター及びベネフィットワンに委託して実施する。その他、全国の特定保健指導を実施できる健診機関において、40歳以上の方が健康診査を受診した当日に特定保健指導の初回面談を実施するよう契約し、特定保健指導実施率の向上を目指す。当健康保険組合で実施する特定保健指導についての利用者負担は無料とする。

⑤特定健診及び特定保健指導は、外食産業に従事する加入員の健診へのニーズや就労実態などを分析し、実態を踏まえ創意工夫し健診率と利用率の向上を図る。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健康保険組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診結果データ等の受領方法

健診結果データは、契約健診機関から電子媒体等で随時（又は月単位）に受領して、当健康保険組合で標準的な電子様式によって保管する。また、特定保健指導については外部委託先特定保健指導機関実施分については、電子媒体等で受領するものとする。なお、保管年数は当健康保険組合が実施した分も含め、5年とする。

IV 個人情報の保護

当健康保険組合は、全国外食産業ジェフ健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合保健事業課職員及び近畿支部総務課職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、理事会において見直しを検討する。

また、令和9年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合にはその都度見直すこととする。

VII その他

(1) 特定健診及び特定保健指導についての目標達成に向けての取組み

①健診の受診率及び特定保健指導の実施率については設立母体である（一社）日本フードサービス協会と連携を図り、外食業界全体として100%を目指す施策を講じることとする。

②職場の中での取りまとめ役として健康管理委員を委嘱し、加入員と事業所と健康保険組合が連絡を密にできるよう情報提供を行うこととする。

(2) 教育研修

当健康保険組合の職員及び保健師については特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させることとする。

(3) 積極的にコラボヘルスに取り組む。